

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

1/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
1	生福	地区	【県道市比野線に歩道の設置について】 公民館内の県道には、片方にしか歩道がなく、車の通行量も多く、歩道に行くために道路を何回も横断しなければならない。 危ないので、歩道を設置して欲しい。 (生野公民館)	生野・大六野地区における歩道の片側は、歩行者の安全を守るため県に要望し、平成19年度に設置されました。以後、歩道は通学路などとして利用されています。 歩道の両側設置については、住宅が密集しており多大な事業費を要することとなりますが、生福地区の皆様が危険性及び必要性を抱かれ、また道路に近接されます土地所有者の皆様が同意されるのであれば、道路管理者である鹿児島県へ要望したいと思います。	土木課
2	生福	地区	【道路幅の拡張について】 県道市比野線の淵脇理容所から坂下 畑田の田んぼに至る道路幅が狭い。(延長約150m) 道路沿いの住宅等もあり、一般及び緊急車両等の通行に支障があるので拡張してもらいたい。(生野公民館)	県道串木野樋脇線から畑田の水田に至る道路は、農道畑田1号線であり、要望箇所の現況を確認したところ、幅員が概ね3mと狭小であることから、農業用車両が通行するためには支障はないと考えますが、道路沿いに住宅等も建っており、離合や消防車等の緊急車両が通行するには支障があるのではないかと思います。 要望箇所約150mの拡幅については、隣接住民の方々の強い要望があり、地権者の同意による用地の確保が見込めれば、事業規模が補助事業の採択基準を満たしていないため市単独事業により対応することになります。 したがって、限られた予算の中での対応となることから、今後十分検討してまいります。 まずは、用地の確保が一番なので地域の方々のご協力をよろしくお願いします。	農政課
3	生福	地区	【道路拡張について】 市道西岳2号線上石野公民館から串木野ダム入口の先までの拡張工事の早期着工と完成をお願いしたい。(上石野公民館)	市道西岳2号線は、本市が誇る観光ルートとして上石野公民館前交差点から冠岳展望公園までの区間約2,700mを整備する計画で、現在、冠岳展望公園から串木野ダム付近までの区間延長約1,700mが完了しているところです。 上石野公民館前から串木野ダム付近までの区間約1,000mについては、これまでに約140mが整備され、残り860mの区間において平成26年度から地質調査並びに測量・設計を行いまして、平成27年度からは用地交渉を行っているところです。 本年度は、上石野公民館前の未整備区間約90mについて工事に着手していきたいと考えており、今後も地元公民館の協力をいただきながら用地確保に努め、事業を推進したいと考えています。	土木課

1/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

2/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
4	生福	地区	【市道下石野線の道路拡幅について】 この路線は、下石野公民館付近までは、すでに8年前に拡幅整備済みで、残り3分の1（約180m）くらいが未整備のままである。この用地については、ほぼ、すべての関係者の承諾を頂ける状況にあるので整備してほしい。（下石野公民館）	下石野線は、県道串木野樋脇線の生福郵便局前から下石野公民館前を経由して福菌2号線につながる路線で、総延長319mの市道です。 現在までに、福菌2号線から山神橋までの区間179mにおいて改良が終わっており、山神橋から生福郵便局前までの未改良区間約140mにおいては、昨年度、路線測量を実施したところです。 今後は、地権者の同意が得られた部分の用地確保に努めるとともに、地元公民館の協力をいただきながら事業を進めたいと考えています。	土木課
5	生福	地区	【県道沿いの景観改善について】 坂下公民館前から松田平（生野集落）までの県道市比野線沿いに竹が生い茂り、生福地区の景観が悪いので改善してもらいたい。（坂下公民館）	県道串木野樋脇線（市比野線）の坂下公民館前から松田平（生野集落）までにおける法面や道路下の両側に竹が生い茂って、景観が悪くなっています。また、その竹などが道路に倒れると通行車両や歩行者の支障となりますので、早急に除去して頂くよう県へ要望したところ、早急の対応は難しいが、今後、検討して参りますという回答でした。	土木課

2/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

3/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
6	生福	地区	【多目的グラウンド北側の排水路の上部利用について】 多目的グラウンドと北側を走る県道市比野線との間に、中井原台地からの排水路が設置されている。現在、排水路の周辺は広く、年2回の草刈りは行われているが、雑草が繁茂している状況である。地区の一大行事である徐福花冠祭の時に、毎年、来客者の駐車場確保に苦労していることから、排水路の上部を駐車場等に利用できないものか。鹿児島国体の2種目が本市で開催されることから、排水路の上部に駐車場を設置してもらいたい。（地区）	多目的グラウンド北側の排水路は、脳神経外科センター側の駐車場入口部分から串木野インター方向に約250m程、脳神経外科センター方向に約50m程、主要地方道串木野樋脇線と並行しており、幅は広い箇所では約20mあり、排水路の法面は両サイドともブロック積と土羽で、底盤はコンクリートで整備しています。 排水路の上部を活用して駐車場を設置すると大きな課題が3点あります。 まず1点目は、排水路の流下断面を確保し、既存のブロック積と底盤コンクリートに影響を及ぼすことなく施工することが必要です。上部に駐車場を整備するとなると、いろんな観点を考慮する橋梁タイプで整備することが必要であると考えます。 昨年完成した「海瀬橋」は、延長約52m幅員10mで整備し、事業費は4億3千万円程で完成したところです。 現在、脳神経外科センター側の駐車スペースは、1区画奥行き5m、幅2.5mで整備しており、既存の駐車スペースで、延長250m幅員20mで駐車場を整備すると、駐車台数約200台が可能な駐車場として整備することができると考えます。しかし、概算の事業費を算定すると、海瀬橋整備の10倍前後の事業費が想定され、整備するには大変厳しいものがあると考えます。 2番目は、いちき串木野市運動公園「林地開発の認可」申請の際、この排水路の法面部分は「造成緑地」として認可を受けています。「造成緑地」から「駐車場」への用途変更は大変難しいとされており、関係機関との協議に多大な時間がかかることが想定されます。 3番目は、主要地方道串木野樋脇線と並行して駐車場を整備すると、串木野樋脇線からの駐車場への出入り及び主要地方道の交通体制に影響しないような計画を策定することが必要となり、関係機関との協議に相当な時間がかかることが想定されます。 今説明した3つの大きな課題のほかにも課題が生じることが想定されることから、現時点では、排水路の上部を駐車場として整備することはとても困難であると考えています。 なお、徐福花冠祭時の駐車場については、平成28年は多目的グラウンドを駐車場として利用することで進めていましたが、当日が雨模様の天気のため、隣接するウッドタウンの土地を駐車場として対応していただいたところです。 来年以降については、生福地区の方々と協議を行い、総合運動公園内や市が所有する公共施設の利用等も含めて改めて検討したいと考えています。	市民スポーツ課

3/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

4/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
7	生福	地区	【運動公園駐車場拡張計画について】 国体開催に向け、駐車場の拡張計画はないのか。先般の高校九州地区予選会では、体育館周辺道路（市道斉連ヶ山線）への駐車が多くパトカーによる指導が行われていたようである。（坂下公民館）	平成32年開催予定の第75回「燃ゆる感動かごしま国体」では、総合体育館で、「バスケットボール少年女子」、「バレーボール成年男子」の2つの競技開催が予定されています。 現在、総合運動公園には、一般車両938台、バススペース12台の駐車場を整備しており、そのうち、総合体育館内の駐車場は、競技会役員、競技会係員の駐車場として、他の総合運動公園内の駐車場は、競技会補助員等用の駐車場及び選手団用の駐車場並びに「おもてなし」コーナー区域を優先したスペースとして検討しています。 総合運動公園内の駐車場では、不足することも想定されるので、多目的グラウンド内に臨時駐車場を設置することも検討しているところです。 また、総合運動公園内の斉連ヶ池横に新たに駐車場を建設し、観客の方々等の駐車場として利用できないものか、さらに、総合運動公園内にとどまらず、隣接する公共の施設等を利用した駐車場計画はできないものか検討しているところです。	市民スポーツ課
8	生福	地区	【徐福花冠祭運営補助金の増額について】 徐福花冠祭は、生福地区のまちづくりに欠かせない行事である。この運営資金は、観光特産品協会からの補助金20万円と紫燈護摩実行委員会及び徐福花冠祭からの寄付金で補っている。寄付金の減少や雨による中止等により、収入源である補助金や寄付金が減少している。今まで、余剰金を取り崩し、地区まち協からの補填金等で運営してきたが、余剰金が底をついたことから、平成30年以降の徐福花冠祭については、運営資金の調達課題である。（地区）	徐福花冠祭は、地域住民の皆様が一体となり地域活性化を目的としたお祭りで、地車曳行や地元物産展をはじめ他に類のない大変特色ある催しとして市内外から多くの誘客が図られています。 長年開催されている同実行委員会や関係者の皆様方のご苦勞に対し、心から敬意を表します。 過疎化や少子高齢化が進む中、市内各地において開催されているお祭りや伝統芸能において、人材や運営資金の確保など大変厳しくなっていることを認識しています。 徐福花冠祭についても、平成30年以降の開催が危ぶまれていることから、他のお祭り等の運営状況も考慮しながら、何らかの方策について前向きに検討させていただきます。	観光交流課

4/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

5/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
9	生福	地区	【河川内に繁茂する雑木竹の除去について】 生福地区には、中小河川が数本あります。最近、河川の中州に身の丈以上に繁茂した雑木竹が目立っている。 この雑木竹は、毎年大きくなり、堰となり土砂がたまり、災害の誘因になりかねないので、調査を行い、適切な措置をお願いしたい。（坂下公民館）	本市が管理している普通河川は、大小合わせて66路線あります。 河川整備については、緊急性の高い箇所より年次的に整備しているところです。 また、維持管理については、予算の範囲内で雑木等の伐採や寄洲の除去を行っています。平成28年度では、酔之尾川や宇都川の寄洲の除去を計画しています。 要望のありました五反田川、大六野川については、管理者である鹿児島県へ要望します。 また、市が管理する三反田川、大松川については、9月補正で検討したいと考えていますが、今後も緊急性の高い箇所より年次的に伐採や寄洲の除去を行い、災害防止に努めていきます。	土木課
10	生福	地区	【屋外拡声施設の移設について】 防災行政無線の屋外拡声機施設は、生福交流センターの東斜面に設置されている。同施設の東・南側は、山の尾根下に面し、また生福には、吉村丘、猪平丘等あり、風向きの状態によっては、聞こえづらかったり、聞こえないことがある。以前上石野公民館付近では、災害に準じた情報が聞こえなかったこともあり、各種情報に迅速に対応できるよう屋外拡声機施設を生福地区の中心である吉村丘への移設を検討してほしい。（地区）	防災行政無線については、各世帯にデジタル戸別受信機を配置しているほか、屋外放送用として市内52か所に屋外拡声施設を設置しています。 生福地区においては、生福交流センターの東側隣接地に拡声施設を設置し、5つのスピーカーにより地区内への放送を行っているところです。 生福地区は交流センター付近から四方に集落が広がり、山林や丘陵等により変化に富んだ地形となっていますので、風向き等により聞きづらくなることも推察されます。 平成6年度、屋外拡声施設を設置する際に、吉村岡への設置も検討したところですが、ダム警報局に近いこと、緊急時にダムの警報と重なると、ハウリング等により大事な時に放送が聞こえないなどの支障が生じる状況も想定され、検討の結果、交流センターの東側に設置した経緯があります。 このようなことから、拡声施設を吉村岡へ移設することは難しいと考えています。 屋外放送が聞こえにくい所については、今後、現況を確認した上で、地区の皆様と協議しながら対応方を検討したいと思います。	まちづくり防災課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

6/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
11	生福	地区	【防災無線の実情について】 現在、公民館活動においての広報に防災無線を使用しているが、聞こえないなどの苦情がよくあるので、地区別に共同アンテナを設置する必要があるか (坂下公民館)	各家庭に配備している防災行政無線の戸別受信機については、周辺の地形や家屋の場所によっては電波状況が不安定なところも見受けられます。 その際の対応としては、受信状況の不具合が判明した場合、専門業者により戸別に受信環境の調査を行い、必要に応じて外部アンテナを設置することにより受信状況の改善を図っているところです。 坂下公民館の区域においては、受信の不具合について平成26年度以降9件の問合せがあり、うち8件については受信機のアンテナや設置場所の調整により受信の改善が図られています。また、受信状況が改善されなかった1件については外部アンテナを設置することで改善が図られています。 これからも、防災無線の受信状況が悪いという世帯においては、電波状況を調査の上、戸別に外部アンテナの設置を進めていきたいと考えています。 なお、受信状況の改善対策については、住民からの申し出により対応をしていますので、受信状況に不具合がある場合は、まずは、まちづくり防災課にご連絡いただきますようお願いいたします。	まちづくり防災課
12	大原	地区	【市道大原・港線等の定期的な街路樹の伐採について】 市道大原・港線沿いの花壇に雑草が生え景観が悪く、樹木も伸びて電線触れていたり、台風時に大きな枝が折れて道路に散乱するなど周辺住民は苦慮している所である。 市役所周辺は、市の玄関口であり来客も多いことから、定期的な伐採に努めてもらいたい。	街路樹は、市街地の幹線道路に約1,200本の高木があり、市道大原・港線は、昭和40年代に街路事業の歩道緑化事業を導入し、高木のホルトノキ70本、クスノキ53本、低木のカンツバキ4,000本を植栽しています。 平成10年頃からは、100万本のガーデニング事業により、一部の低木の場所に花壇として季節の花を住民主体で植樹、管理して頂く、緑化事業を行っています。 現在の街路樹管理は、街路樹管理業務委託の造園業者と市の直営作業班で、剪定、害虫駆除、除草などを行い、本年度は、塩田地区一帯において、えんでん内科前や前田自動車から県営塩田団地にかけて高木を低く剪定しているところです。 市道大原・港線の街路樹は40年以上経過し、全体的に大きく伸びて、台風時には電線を切ったり、枝がぶら下がるなどして、停電原因の一つとなっています。 また、市役所の玄関口であるため、多数の来客が通行する路線です。 高くなり過ぎた街路樹は、平成29年度に電線より低く剪定し、花壇の低木や花など管理方法を研究し、景観維持と環境美化に努めます。	土木課

6/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

7/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
13	大原	地区	【市民文化センターの室外機の騒音及び北側の街灯について】 市民文化センターの室外機の騒音に苦慮しているので、対策を検討して頂きたい。 また、市民文化センター北側の街灯が切れているので、防犯の面からも修繕をお願いしたい。	市民文化センターの空調室外機の騒音については、市民文化センターで空調を使用する際、相応の室外機の音が発生し、周辺の方々に不快な思いを抱かせていることを、申し訳なく思います。 現在使用している空調機の更新を検討する時期にきていることから、室外機の設置場所も含め、騒音問題について、総合的に検討したいと思います。 市民文化センター北側の通路部分に設置していた外灯の一つが切れていましたが、早速、先月6日には修繕を行ったところです。今後は、更に定期点検をこまめに行います。	社会教育課
14	大原	地区	【実効性のある避難計画について】 新知事体制となり、川内原発の隣接市に住む私たちにとって実効性のある避難計画が期待されるが、市長の考えを伺いたい。	知事は、熊本地震に起因する県民の不安の払しょくのために、九州電力に対し、2回にわたり、川内原発の一時停止による安全点検と避難計画への支援等について申入れをされ、特別点検の実施と、避難車両の配備拡充等の避難計画への支援策について一定の成果を引き出されたものと考えています。 また、知事自らが、本市をはじめ原発周辺の視察をされ、9月の県議会において、避難計画の改善・強化の一環として、屋内退避の手順を明確に示すなど、県地域防災計画の見直しを検討する考えを示されていますので、その推移を注視したいと考えています。 さらに、避難計画の更なる実効性の確保を図るため、県道川内串木野線の整備・改修を進めており、現在も荒川～白浜間のトンネル工事に着工していますが、引き続き国・県に対し、避難道路の点検・改修、避難所の整備に加え、避難行動要支援者の避難車両の確保対策や放射線防護施設の整備区域の拡大等について要望していきたいと考えています。 本市としては、このように県と連携を図りながら、避難訓練等を通じ課題を抽出し、住民の皆様の意見等も勘案して、市の避難計画のさらなる充実等に努めます。	まちづくり 防災課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

8/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
15	大原	地区	【いちき串木野電力の住民への周知計画について】 「いちき串木野電力」の事業を始めたと聞いているが、事業の内容、手続き方法など高齢者にも分かりやすい事業でないと困る。 今後、住民への周知について計画があれば教えて頂きたい。	(株)いちき串木野電力は、10月21日に市を加えた新体制として発足し、一般家庭向けの募集開始を11月から、供給開始を来年2月から予定しているところです。 当初の計画より事業の認可が遅れたことから、住民の皆様へのお知らせが遅れていましたが、事業が開始されたことから、料金メニューや手続きの方法について、早急に周知を図ります。 具体的には、ホームページ及び広報紙でのお知らせに加えて、まちづくり協議会・各公民館・各種団体など機会を捉えて短期間で集中的に説明会を開催します。そのため、全ての地区に日程をお伺いして説明会を行いたいと思います。 要請がありましたら、大原地区もご希望の日に合せてお伺いします。 説明会の内容は、事業の趣旨を始め、料金メニューの説明及び加入手続きの方法など、多くの皆様にご利用いただくため、市職員といちき串木野電力の職員が一緒に、より具体的に解りやすく説明する予定です。 市民の皆様や事業所が多く加入していただけるように取組みますので、どうぞよろしくお願いいたします。	政策課
16	照島	地区	【照島海岸の年間を通した美化活動と尻塞川河口周辺の整備について】 尻塞川から八房川までの海岸線は、草木が堆積し浜競馬開催前の海岸清掃でも放置されており、海亀の産卵にも影響していると思われることから、年間を通した環境美化が必要である。 また、尻塞川河口付近は、雑木が生い茂りゴミの不法投棄が目立つことから早急な対策をお願いしたい。	海岸の年間を通した美化活動については、大自然を相手としており、清掃を行っても翌日には元の状況に戻っているなど、イベント開催団体や県においても海岸の管理には大変苦慮しているところです。 現在、照島海岸の清掃については4月の浜競馬、7月の海の日海岸クリーン作戦、8月のマリンビーチフェスタなどの開催時に清掃が行われ、また、7月から8月の間に串木野高校、神村学園の生徒がボランティアで照島海岸の清掃を行っています。 照島海岸を含め本市の海岸のほとんどが、県が管理者となっていますので、年間を通した照島海岸の管理について、県の所管課へ市として要望したいと考えています。 なお、本市では各団体等でボランティア清掃を行う場合、ごみ袋の無料配布及び環境センターへのボランティアごみの持込みについて、手数料の減免を行っていますので、ぜひとも活用をお願いしたいと思います。	生活環境課 農政課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

9/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
17	照島	地区	【神村学園前駅周辺計画の進捗状況と今後の取組みについて】 平成23年3月に策定された神村学園前駅周辺計画に沿って道路整備等が具体化されてつつあるが、駅周辺の機能充実や利便性の向上及び尻塞川河口等の環境保全に対する今後の対応について伺いたい。 また、駅周辺の土地利用や交通体系の整備・都市施設整備等分野別整備方針に沿って今後の具体的計画を示してもらいたい。	神村学園前駅の1日平均乗降数は、平成27年度では2,044人と串木野駅の1,813人を上回ってきています。 まちづくり計画の土地利用のうち、「利便施設ゾーン」では、国道3号の歩道拡幅事業に伴う土地の流動等により、新たな店舗が開業するなど、概ね方針に沿った利用となっているところです。 また、駅東側の「居住ゾーン」や別府・八房等の「田園集落ゾーン」がありますが、照島地区では、平成22年の駅開業から昨年度まで102件の建物が新築され、うち、酔之尾・別府・八房・ひばりが丘といった徒歩圏では、49件の住宅が新築されているところです。 交通体系では、幹線道路で国道3号の歩道拡幅がなされ、昨年度は海瀬橋が完成したところです。 また、別府上名線は工事着手に向け関係機関との協議を進めるとともに、今年度から迂回路（旧国道線）の整備を行っています。周辺道路では、カラー舗装やゾーン30のほか、別府島平線の歩道改良などの安全対策を行っており、引き続き交通体系の整備に努めます。 都市施設のうち、駅周辺では駅看板の信号機への設置や、民間の月極駐車場整備がされましたが、駐輪スペースの動向を見ながら、引き続き対応を図ってまいります。 今後とも、照島地区の居住環境の向上に取り組んでいきたいと考えています。	政策課
18	照島	地区	【前床地区の農業振興地区（農用地区域）解除について】 前床地区は、農用地区域に指定されているが、宅地化できない現状である。 この地区の多くの地権者は将来宅地にするために購入したことから、耕作放棄地が拡大している状況である。 このことから、用途変更を行い都市計画での活用策を早急に打ち出し、人口増対策、市活性化へつなげてもらいたい。	「農業振興地域」は、県が市と協議して定めた区域で、その中で支援を重点的に進める区域として「農用地区域」が定められています。 前床地区は、優良農地を生み出すことを目的とした基盤整備により整備しているため、この「農用地区域」になっています。 農振法上、原則として区域からの除外はできず、例外としても経済事情の変動などから必要と認めた場合で、なおかつ、周辺の土地利用状況からみて農用地以外に利用することが必要であり代替する土地がないことなど、5つある要件を全て満たさない限り、農用地区域の解除はできないということになっているところです。 都市計画の観点から、土地利用方針について県など関係機関とも協議を行いました。農用地区域が都市計画上の区域より優先した土地利用とされており、一括して解除し、宅地化を促進することは、現行制度上できないことになっています。 そのため、現時点では前床地区の外周部での条件を満たす申請について除外できる可能性がある場合は、県と協議をしながら手続きを行っているところです。	農政課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

10/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
19	照島	地区	【備品購入に対する市補助金交付について】 今年の夏も非常に暑さが厳しく、公民館で行うころばん体操などの活動に支障があり、クーラーを設置したいが多額の費用がかかる。 現在ある市の補助要綱には公民館の大型備品は対象外となっているため、交付対象を拡大してほしい。	本市では、自治公民館の新築及び増築、改修、補修に対し、住民の皆様の多額の費用負担を軽減するため、「自治公民館建設整備事業補助金」を設け、助成を行っています。 自治公民館の改築、補修については、50万円以上の整備事業を対象として、補助対象経費の1／3、100万円を限度として補助をしていますが、この事業は、公民館の建屋そのものの整備に対して助成しているもので、今回要望のある冷房機器などの備品は、助成対象になっていません。 しなしながら、今やエアコンは、生活必需品であり、熱中症対策の上からも欠かせないものになっています。特に今年の夏の猛暑は大変厳しいものがあり、今後、益々厳しくなるとされる夏の暑さへの対策も考慮すべきであると考えています。 これらの状況等も勘案しまして、冷暖房機器の設置についても、公民館の空調機能の改修とみなし、「自治公民館建設整備事業補助金」の対象に加えることで、検討を進めたいと思います。	まちづくり 防災課
20	照島	地区	【屋外設置防災無線の活用について】 公民館設置の屋外放送設備が昨年の台風で使用不能の状態となり、修理するには多額の費用がかかる。 市設置の屋外防災無線機を屋内個別受信機と同調させ、同時に放送できないものか。	防災行政無線を利用した地区及び公民館の無線放送のシステムは、デジタル戸別受信機を各家庭に設置した際に、公民館独自の放送も受信できるよう新たに整備したものであります。 その利用については、それぞれの公民館等において、固定電話や携帯電話から直接地域の無線の基地局に電話をかけて放送内容を登録し、各家庭の戸別受信機へ伝える仕組みとなっています。 一方、市で設置している屋外の拡声施設は、市役所の防災無線親局から直接電波を飛ばし放送する方式となっており、電話回線を利用して行う公民館放送とは、送受信の仕組みが異なるため、連携できない状況でありますので、ご了承くださいと思います。 なお、公民館放送は、戸別受信機の自治会放送のボタンを押すと再度聞くことができますので、聞き漏らした際は活用していただきたいと思います。 また、市においては、自治公民館が実施する、5万円以上の放送施設設置や補修の事業に対して、対象経費の1／3、100万円を限度として補助する制度もあります。公民館既存の有線放送設備の補修時には、活用していただきたいと思います。	まちづくり 防災課

10/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

11/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
21	荒川	地区	【県道荒川川内線寺村教頭住宅前付近の県道残地の利活用について】 荒川地区のイベント時の臨時駐車場として、ガードレールの撤去と整地ができないか。	県道荒川川内線の県道残地部分の利活用については、道路管理者である鹿児島県が、道路敷地として管理をしています。 イベント時の駐車場として利用する場合は、イベント毎に道路管理者である県に対して、道路占用許可申請書を提出して、道路占用許可を得る事で、駐車場として利用することが出来ます。その際、ガードレールを撤去する必要がありますが、撤去については申請者で行い、またイベント終了時には、原形復旧をすることになります。 整地についても、工事施行の承認協議等の申請手続きが必要となり、整地を行う費用等は申請者の負担となります。 しかし、地区で、旧道と残地を含めた部分の駐車場や住宅地等の具体的方針（活用策）が決まれば、県へ払い下げ等の協議は可能だと思います。	土木課
22	荒川	地区	【別府平地内の市道農道周回線の道路管理について】 年1回、作業日時を決めて集落内道路の草刈り作業を実施しているが、高齢化に伴い草刈り機で作業する人員が減少しており、作業日相当を積み立てて、外部作業者に草刈りを依頼している現状である。 周回線の途中に、荒川上水道の第2中継貯水タンクがあり、月例点検のため往来していることから、人家外れからタンク施設までの間の道路管理をお願いできないか。	市内の集落等を結ぶ幹線的な農道については、シルバー人材センターや土木業者に委託し、除草等の維持管理を行っている状況です。 また、水田等耕作地に接する農道については、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、活動組織の話し合いにより計画的に農道の除草等が行われています。 ご要望の道路は、荒川下公民館内の農道別府平線で、高齢化で機械作業が出来ないため、近傍の9戸の方々が個人的に費用負担し、地域の若年層に依頼して、年1回の除草作業を行っているとお聞きしています。 市内でも農家等の高齢化による農道等の除草が年々難しくなっている現状もありますが、この農道沿いには重要な公共施設の水道施設があることから、水道施設までは市で管理を行いたいと思います。 水道施設から先の部分については、個人的な費用負担を軽減する方法について、地域の方々と協議をしながら検討します。	農政課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

12/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
23	荒川	地区	【原発事故時の緊急一時避難施設としての荒川交流センターの改修について】 川内原発から10km圏内区域である荒川地区に、川辺地区まで避難できない交通弱者が一時的でも避難できる施設として、荒川交流センターを緊急一時避難施設として改修してもらいたい。	放射線防護施設については、緊急時に即時避難が困難な避難行動要支援者等を安全に避難させるため、放射線防護機能を付加した屋内退避施設を確保することを目的に整備するものです。 対象要件としては、本市が含まれるUPZでは、川内原発から概ね10km圏内に所在する病院、要配慮者施設、屋内退避施設で、耐震性・対津波性が確保され、鉄筋コンクリート又は鉄骨構造であり、かつコンクリート壁であることとされています。 これまでに、国費を財源とした県の原子力災害対策施設等補助金を活用して、平成27年度に羽島交流センター、今年度は土川交流センターの整備を進めているところです。 荒川交流センターは、原発から11.1kmに位置していることから、現状では整備対象とならないため、整備が難しい状況です。 しかしながら、荒川地区は、原発から10km圏内に極めて近い地区ですので、補助事業の要件緩和を含め、整備の実施について国や県に要望するなど、協議を進めたいと考えています。	まちづくり 防災課
24	荒川	地区	【まちづくり活動における職員サポート体制について】 まち協の発足やまちづくり計画策定の際、日夜サポートしてくれた地区担当職員の労苦に感謝する。 まちづくり計画も最終年度を迎える今、次期のまちづくり計画や現在の地区活動をもう一歩ランクアップさせる具体策の掘り起しに苦慮している。 他地区の先進事例の情報提供など、サポート職員間の情報共有や地区サポートのあり方をどのように整理しあっているのか伺いたい。	16地区のまちづくり協議会においては、まちづくり計画が策定され、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくり活動が少しずつ軌道に乗り始めているところであると認識しています。 市では、まちづくり活動に対するサポート体制として、市内全地区に4名ずつ、計64名の地区担当職員を配置し、地区まちづくり協議会の活動に対する指導・助言等の支援を行う体制をとっているところです。 地区担当職員を活用しながら主体的な運営が定着しつつある地区がある一方で、計画策定以降、あまり地区担当職員が活用されていない地区があるなど、地域によって温度差が生じている状況も見受けられます。 地区担当職員は、研修会や班長会を通じて情報交換等を行うとともに、研修視察を実施し、まちづくりへの意識啓発を図りながら、活動の支援策について研修に努めているところであり、地区に対しても、研修報告会等を実施し、積極的に情報提供、意見交換、助言等を行うよう指導しているところですので、積極的に地区担当職員を活用し、地域の活性化に役立ててもらいたいと考えています。 また、今後、まちづくり計画策定から5年を迎える地区が出てくることから、市としても地区担当職員の各地区の取組みへの参画意識の啓発に引き続き努めていきますので、計画の見直し作業等では、地区担当職員を大いに活用していただきたいと思います。	まちづくり 防災課

12/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

13/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
25	中央	地区	【交流センターの建設もしくは空き店舗等活用した交流センターの設置について】 協議会設立時に14の新たな行事、事業を追加して活発に活動しているところですが、その活動拠点としての中央交流センターはドリームセンターとの併設で何かと不便である。 今後、共生・協働のまちづくりを進める点からも交流センターを新設するか、空き家・空き店舗等を活用して交流センターを設置していただきたい。	交流センターの設置に当たっては、平成22年度に策定した「共生・協働のまちづくり推進計画」において、各地区にまちづくりの活動拠点となる交流センターを整備することとし、基本的に、既存の公共施設を活用するという方針で設置してきています。 中央交流センターについては、地区と協議の上、地区の中心部にあるドリームセンターを活用し、同施設内に交流センターを併設することでご理解をいただき、現在まで活用してもらっています。 ドリームセンターと共用施設であるため、利用しづらいという申し出をいただいているところですが、これまでも、地区の要請に対応し、名板の設置、備品の整備、駐車場の確保など、施設の改善を図ってきているところです。 しかし、事務室が閉鎖的で狭く、利用しにくい点など、不便なところも理解していますので、将来的な課題として、今後さらに、地区や関係団体の皆様とも協議・検討したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。	まちづくり 防災課
26	中央	地区	【2階部分の専用について】 交流センター設立までの間、2階部分を交流センター専用部分とし、交流センターとしての機能の拡充を図れないか。	交流センターの会議室については、どの交流センターにおいても、まちづくり協議会の専用ではなく、一般の皆様も広く利用できることとなっており、いろいろな催し物などに利用されている状況です。 施設の有効活用を図る上からも、専用としての利用はできないことをご了承いただきたいと思います。 なお、交流センターの会議室などの使用については、指定管理者への申請により利用できることとなっています。 まちづくり協議会の活動においては、無料で使用できるようにしており、2階会議室の短時間の利用については、まちづくり協議会からの要望を踏まえ、一般利用者よりも申請手続きを簡素化するなど、利便性を図っているところですので、ご了承願いたいと思います。	まちづくり 防災課
27	中央	地区	【会議室（二）のまち協事務室としての活用について】 まち協事務所の場所は、銀行金庫であったため、出入口や部屋も狭く、窓も極小で閉鎖的であり、精神衛生上も良くない環境である。 そこで、会議室（二）全体を使用する会議は、あまりないため、会議室（二）を仕切りまち協事務室に出来ないか伺いたい。	中央地区まちづくり協議会の事務室については、交流センター設置当時の協議で、現在の部屋とすることで了承を得て、備品等の整備を行い、事務室として活用いただいているところです。 元々は、銀行の金庫室であったため、間取りも狭く、窓も換気窓であるなど、閉鎖的な部屋であることは、理解できることです。 しかし、第1と第2会議室をつなげて広く利用できる現在の会議室は、本日の市政懇話会のように、いざという時に大きな会議等に対応できる、貴重なスペースとなります。 会議室などの施設の基本的機能は維持した上で、有効活用のあり方などを勘案し、指定管理者等も含め、対応策について協議・検討したいと思います。	まちづくり 防災課

13/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

14/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
28	中央	地区	【会議室（一）または（二）のテレビ設置について】 災害避難場所として市が指定する場所となっており、毎回数名～10数名が避難され、まち協としても飲み物、軽食などできる限り支援しているが、災害情報を入手するためにも、テレビを設置できないものか伺いたい。	ドリームセンターは、本市の災害時の第一避難所に位置付けてあり、台風等により避難所を開設する場合に、中央地区周辺の方々の避難先として利用していただいています。 また、中央地区まちづくり協議会では、避難所開設の際、避難者に対して、飲物や軽食の提供等の支援もしていただいているとのことで、たいへん感謝しているところ です。 災害時における避難者の情報収集用のテレビについては、1階のフロアに大型テレビを設置しているので、それを有効利用し、対応したいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。	まちづくり 防災課
29	中央	地区	【2階男子トイレの洋式化について】 高齢者が利用することも多いことから、トイレを洋式（ウォシュレット付き）に変更してもらいたい。	ドリームセンターの男子トイレは、1階、2階とも和式になっており、洋式については、1階の身障者用トイレと1階、2階の女子トイレとなっています。 ドリームセンターは災害時の第一避難所に位置付けされていることなどから、利便性を考慮し、既存の和式トイレについて、今後、洋式化を検討したいと考えています。	水産商工課
30	中央	地区	【事務室のテレビ、ネット配線の施工について】 情報量の増加や情報資源の入手方法が多様化してきている中で、まち協にもテレビの設置やインターネットの活用を検討しているが、事務室にアンテナやネット接続のための接続口や配線がないので設置していただきたい。	交流センターのテレビ配線については、これまで防災情報等を含め、住民の視聴用として、集会室などに設置しており、他の交流センターにおいても、基本的に事務室へは付設していないところですので、ご了承願います。 また、交流センター事務室には、電話回線を整備していますので、この電話回線を活用し、インターネット等に対応していただきたいと思います。 プロバイダー契約など、インターネットの利用に係る整備については、これまでもそれぞれのまちづくり協議会の取組みとして対応していただいていますので、ご理解をいただきたいと思います。	まちづくり 防災課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

15/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
31	中央	地区	【ニシムタ（食鮮館）屋上の冷凍機ファンの騒音低減策について】 ニシムタ（食鮮館）屋上に設置してある冷凍機の室外機が24時間稼働しており、ファンの騒音が付近住民の苦情となっている。 関連業者への働きかけなど騒音の低減対応をお願いしたい。	今年4月、ニシムタ串木野店 食鮮館の西側住民の方から、「屋上の冷凍機ファンの音がうるさくて眠れない」との相談があり、市で現地調査をしたところ、冷蔵庫及び冷凍庫の屋上室外機が庫内の温度調整時に騒音がする状況でした。 食鮮館館長に、周辺住民から屋上室外機の騒音について苦情があることを伝えたと、消音対策として室外機に消音カバーを取り付けていただきました。 今回のテーマで騒音の議題が出され、周辺の騒音測定を実施したところ昼間については基準値以内であり、午後10時から翌朝午前6時の間において、騒音に係る環境基準を冷蔵庫内の温度調節時に2回ほど若干上回っている状況でした。 今回の調査結果を基に、再度ニシムタへ改善や工夫について相談を行ってまいりたいと考えています。	生活環境課
32	中央	地区	【串木野港線の曙町及び春日町の歩道改良について】 昨年度、県において串木野駅から新港大橋に至る県道沿いの歩道に滑り止め施工がなされたが、春日町、曙町部分の未施工箇所にも滑り止め施工をお願いしたい。	主要地方道串木野港線の歩道は、平成10年頃にレンガ舗装で整備されているところですが、 しかし、レンガ舗装は雨の日になると滑りやすく、歩行者が転倒する恐れがあることから、平成27年度に鹿児島県に対して滑り止め舗装の要望がなされたところです。 平成27年度は、鹿児島地域振興局日置駐在において、串木野港線の病院付近や勾配のある箇所の歩道両側約1kmの区間を滑り止め舗装が施工されています。 また、今年度については、北浜町から本浜町の歩道を施工する計画です。曙町及び春日町の一部の歩道については、平成29年度に施工していただくよう強く要望しているところです。	土木課
33	中央	地区	【元町、市口、春日町の病院周辺の歩道整備について】 本区域は、病院・薬局が集中しており、受診者等が周辺歩道を頻繁に利用しているが、歩道には電柱や標識等があり他地区と比べても狭く歩きづらい。 障害物の整頓、縁石の改良及びカラー舗装施工など歩道の改良をお願いしたい。	市道駅・浜町線は、平成6年度の商店街活性化事業により、車道5.5メートル、歩道は両側に1.25メートルでバリアフリー化し、全幅員8.0メートルの道路に整備されました。 この付近は、大きな病院などもあり歩行者も多く、歩道が比較的狭いため、高齢者には歩きにくい路線です。 しかし、当路線には住宅や店舗が近接しているため、新たな道路拡幅は困難であることから、支障となっている電柱の移設や歩車道の間にある縁石を低くするなど、既存の歩道幅員を最大限に生かす改善策を、今後研究します。	土木課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

16/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
34	中央	地区	【民生・児童委員の選任について】 同委員の交代希望者は、毎回多いと聞いており、委員希望者が極めて少ないため公民館長は、この後継者選任に苦心していることから、希望者が増加する対策を検討して頂きたい。	民生委員児童委員については、任期が3年で、平成28年12月から新たな任期が始まります。民生委員児童委員は、北地区44名・南地区43名の計87名と主任児童委員が6名となっています。 今回の民生委員児童委員の交代の状況ですが、87名のうち31名が新任で、その内、1期3年で交代される方は15名です。 交代の主な理由は、身体的な都合や親の介護などの家庭の事情が主なものです。 民生委員児童委員は、地域の実情をよく知り、良き相談相手として活動していただいております。民生委員児童委員の果たす役割は大きく、また、地域の方々に頼られる身近な存在として、ますます重要な方々となっています。 民生委員児童委員の選任に当っては、地域の実情をよく知っている公民館長へ推薦依頼を出していますが、選任に当り、大変ご苦勞されているとのことで、委員には事前に残留希望なのか、交代希望なのかの意向をお伺いし、公民館長の負担の軽減に努めているところです。 なお、選出に苦勞されている公民館には、これまでも、福祉課からも出向いて、制度の仕組みや民生委員児童委員の重要性を説明するなど、公民館との連携を図っています。 また、委員の交代に当たっては、前任の方が事前にめばしい方を見つけられ、交代がスムーズになされているところもあると聞いています。	福祉課
35	中央	地区	【まちなかサロンのトイレ改良について】 まちなかサロンは、「まちなかマルシェ」、「茶いっぺかたいもんそ会」、「映画会」などの定期的な行事のほか、一般の訪問客にも利用されている。 しかし、トイレは1カ所だけで古く、通路も狭いなど衛生的にも良好な状態でないと思われる。 今後、さらにサロン利用者は増加するものと思われるので、トイレのウォシュレット化及びトイレ周辺通路の整備に対して行政側の支援をお願いしたい。	まちなかサロンについては、市民の買い物やバス利用者の待ち時間などの休憩所、イベントスペースとして、商工会議所において、民間の空き店舗を借り上げ、設置、運営されています。 現在、「なつかシネマ」や「タイニィ ソウル マーケット（まちなかマルシェ）」等が開催され、多くの皆様にご利用をいただき、市民の憩いの場として、商店街の活性化につながっています。 市では、まちなかサロンの設置等に対し、助成しているところであり、これまで看板の設置や内装のリフォームなどが実施されています。 既存のトイレについては、ご指摘のとおり男女兼用のトイレが一つで広さも十分ではないという状況にあるようです。今後、設置者である商工会議所と改良について、協議したいと思っております。	水産商工課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

17/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
36	中央	地区	【新平江橋架橋に伴う桜並木の景観保持と遊歩道の機能確保、信号機設置及び道路拡幅について】 河岸の遊歩道は多くの市民に親しまれている。橋の新設に伴いこの良好な景観保持の施策（カラー舗装など）や交通量の増加が見込まれることから、信号機設置やニシムタ裏の道路拡幅をお願いしたい。	都心平江線については、平成31年度までに橋を施工して、平成32年度に取付道路整備を行い、供用開始は平成32年度末を予定しています。 この箇所には、五反田川の桜並木があることから、桜並木の区間で橋の上流と下流の区間約50mについては、舗装を新しく施工しますので、桜並木等の景観に配慮した歩道舗装を検討します。 信号機については、交差点協議で公安委員会と協議していますが、信号機の設置となると、供用開始後の交通状況等を鑑みてからの設置となります。 交差点の整備については、信号機が設置される時のことを考慮して縁石等を施工するなど交差点の整備を図ります。 ニシムタ裏の道路については、現在、植栽を撤去して道路拡幅する方向で、五反田川の管理者である鹿児島県と協議中です。	都市計画課・土木課
37	中央	地区	【太陽保育園付近の街路樹剪定及び樹種変更について】 街路樹が繁茂して電線にかかっているため漏電しないか不安があり、また落葉の清掃も大変である。 樹の強剪定や生長が遅く、落葉処理のしやすい樹種の変更について検討して頂きたい。	街路樹については、市街地の幹線道路に約1,200本の高木があり、市道西塩田・下カニ田線は、塩田区画整理事業にて、高木のクスノキ、低木のツツジを植栽しています。 現在の街路樹管理については、街路樹管理業務委託の造園業者と市の直営作業班で、剪定、害虫駆除、除草などを行っており、本年度は、えんでん内科前や前田自動車から県営塩田団地にかけて高木を低く剪定しているところです。 また、太陽保育園付近の街路樹も年次的に剪定を行っていますが、今後は電線より低く剪定するとともに、管理方法や樹種について研究し、景観維持と環境美化に努めます。	土木課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

18/22ページ

番号	地区	提出者	テーマ内容	市の考え方	担当課
38	湊	地区	【本市の福祉について】 一人暮らしの高齢者が増えており、ともしびグループ2名が定期的に訪問しているが、高齢者の話は聞いても相談に対応できない場合があるため、行政の専門家に年に数回でも訪問してもらえないか。	ともしびグループ活動推進員の皆様には、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄り・障がい者など援護を必要とする方々に対し、声かけや安否確認を行い、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように地域ぐるみで助け合い、必要な時に手を差し伸べていただいています。 そのため、市としては、ともしびグループ活動推進員の皆様に、見守り活動や高齢者福祉サービスなどの研修を年に1回受けていただき、活動をしていただいているところです。 高齢者の方々の相談内容によっては、ともしびグループ活動推進員では対応できない場合があるとのことです。様々な業務が考えられますので、まずは、ともしびグループ活動推進員から福祉課や民生委員へ相談内容をつないでいただき、関係機関に繋ぎ、相談者に対応していくことになります。 今後、研修会の中で事例を交えながら、相談への対応の仕方など実践に即した研修などを取り入れていきたいと思ひます。 今後も市としては、ともしびグループ活動推進員からのつなぎにより、その相談内容に応じて関係職員が伺った方が良く思われますので、引き続き、現在の対応をさせていただきますと思ひます。	福祉課
39	湊	地区	【柑橘類の荒廃地支援について】 柑橘類が豊富で、他県にはない品種（ポンカン、温州みかん、サワーポメロなど）があるが、後継者不足で山も荒れた場所も多いことから、荒れた山などを行政で支援して開拓してもらえないか。	本市には、ポンカン、温州ミカン、サワーポメロなど、他市に負けない柑橘類があり、ブランド化を進めている果樹農家の方も沢山いらっしゃいます。しかしながら、高齢化や後継者不足等により、廃業を考えている方もいます。 このような状況の中、市としても果樹園を引き継いでくださる新規就農者を見つけてきていますが、なかなか難しいのが現実です。 来年度、都会からの移住・定住希望者に対する相談対応や、定住・定着向けの支援を強化するための定住相談員を配置する予定ですので、移住希望者で、果樹園等をしたい方等がいらっしゃいましたら、紹介したり、果樹園を貸したい方の情報を発信するなど、引き続き後継者の確保に努めていきます。 なお、行政での開拓については、個人の財産でもありますので、実施することはできませんが、担い手となる生産者が、廃園化する面積を引継ぎ新植する場合は、補助事業等もありますので、支援したいと考えています。	農政課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

19/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
40	湊	地区	【牛之江地区農用地の用排水路の改善について】 牛之江地区は、良い水田地区であるが、排水が悪く塩害も受けるため栽培放棄地が増え、また鳥獣被害も多く農家が意欲をなくしており、このままだとここ数年で荒地になってしまう現状である。 ・用水路と排水路が同一になっているため、排水が悪い ・水田面積が小さく大型機械が入りにくい。 早急に用水路と排水路を別にし、八房川への排水方法を改善した方が良く考えるが、何か良い方法はないか。	牛ノ江地区の水田は整備がされていますが、それぞれの田は狭く、用排水路の不良や湧水が多く排水が悪いことから営農に苦慮されており、耕作放棄地の増大が懸念されているところ。 このようなことから抜本的な解決策としては、大型機械の導入が可能な区画・管理道路、用水排水路の整備、水田の嵩上げを含む基盤条件の改善等が必要であります。 また、将来を見据え今後の営農をどのように維持していくか、整備計画だけでなく、事業採択への必須項目でもある農地中間管理事業の導入など営農計画も同時進行していかなければならないと考えます。 なお、農業農村整備事業等の採択は、取組の段階である程度の構想をもって、地権者・耕作者に共通理解を求めながら地元推進員等の協力による同意取得が大切です。 まずは、地元の皆さんで話し合いをしていただき、意見集約をしていただきたいと思います。その際は市としても、出来る範囲でお手伝いしたいと考えています。	農政課
41	湊	地区	【環境保全型農業について】 化学肥料や農薬等の汚染により川の魚がいなくなり、地下水が硝酸態窒素などで汚染している為、他の地区では環境保全型農業に対して行政が応援していると聞くが、本市はどうなっているのか。	エコファーマー認定等を受けている販売農家等に対して、環境保全型農業直接支払交付金を交付しています。 これは、化学肥料・科学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた（8,000円/10a）支援を実施するもので、平成27年度実績で、3農家40,100㎡（交付金320,800円）実施されています。 また、市単独事業として、環境保全型農業を推進するため、市長が指定した堆肥（市内堆肥製造業者7社）を農用地に適正量投入したと認められたとき、堆肥購入に係る経費の1/4を助成する、環境保全型農業推進事業補助金事業を実施しており、平成27年度実績で、21農家56,980㎡（補助金95,800円）です。 このような制度を利用していただき、環境にやさしい農業に取り組んでいただきたいと思います。	農政課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

20/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
42	湊	地区	【今後の農業への展望や姿勢について】 今後の農業への展望や姿勢について、どのように考えているか聞きたい。	農業の現状は、少子高齢化の進行に伴う担い手農家や販売農家の減少、新規就農者の不足、耕作放棄地の増加問題など課題が山積している状況です。 このような状況を踏まえ、各種基盤整備を推進し意欲ある農業者に対し機械・施設の共同化を進めるとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積や青年就農給付金制度の活用による新規就農者の確保など積極的に推進してきました。 今後は、収益性の高い地域営農の仕組みを構築することが重要であり、その支援に努めることが今後の農業振興のあるべき方向ではないかと考えています。 そのため、これまでの取り組みをさらに進め、地域農業リーダー等担い手を確保し、農作業の受委託や農地の有効活用のために集落営農組織等の新たな地域営農の推進を図るとともに、地域の特色をいかした収益性の高い品目の導入や規模拡大、特産品の開発・ブランド化の確立に努め、これらの安定的な消費・流通の確保を図りながら、持続性かつ収益性の高い魅力ある農業の振興に努めていきたいと考えています。	農政課
43	湊	地区	【本市の河川管理について】 重信川の土手は、市の所管で河川愛護の観点から各公民館で清掃等をしているが、河川の中は県の所管であると聞いている。雑草等が伸びている状況であるので、市と県で連携して対応してもらいたい。	2級河川である重信川は、鹿児島県が管理しています。 市来地域では、年一回の河川愛護活動において、大里川を主に各公民館で川の土手等を清掃していただいております。重信川は平成28年度に外戸・平向・陣ヶ迫の公民館や市来農芸高校で清掃していただいております。この河川愛護活動において、活動された公民館へは、本市より報償金で助成しているところです。 重信川では雑草等が伸びている状況で、大雨による河川堤防の越流など河川災害が懸念されることから、河川敷内の伐採や寄洲除去を管理者である鹿児島県へ要望しているところです。 本年度は、鹿児島本線との交差部分から南九州自動車道との交差部分までを整備していただいておりますが、今回、湊地区からの要望もありますので、上流側の対応をできるだけ早く実施していただくよう強く要望します。	土木課

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

21/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
44	湊	地区	【自治公民館建設補助金について】 河川工事に伴い自治公民館が移転となり、県の補償金だけでは足りない。自治公民館建設に伴う補助金の有無について伺いたい。	公共事業に伴う建物移転補償費は、対象となる建物の構造・規模・経過年数などにより移転補償金が算定されます。一般的に、現在の建物と同じ構造、同じ規模、同じ水準の建物であれば、補償金で建物を再建築できると伺っています。 しかしながら、木造の建物を鉄筋コンクリートの建物に建て替えるなど、支払われる補償金よりも良いものを造ろうとすると、幾分かの自己負担が必要になってきます。 今回の自治公民館の移設に当たっても、もし現在の規模以上の公民館建設を計画し、建設費が補償金を上回るとなると、その差額は公民館の負担となります。 本市においては、自治公民館の自己負担がある場合に限り、住民の皆さんの費用負担を軽減するため、公民館建設に対する支援制度として、自治公民館建設整備事業補助金を設け、助成を行っています。 1世帯あたりの負担額が10万円未満の場合、補助の限度額はありますが、公民館負担額の40%の補助となっています。 公民館の負担額が生じる場合は、この補助金制度をご活用いただきたいと思います。	まちづくり 防災課
45	湊	地区	【不法投棄について】 道路へのゴミのポイ捨てが多く、市民のモラルの低下を感じるが、何か対策を講じる必要があるのではないか。（看板設置だけでは、何も改善しない）	不法投棄については、良質な環境が損なわれ、市民の生活環境に悪影響を及ぼすなど、市としても苦慮している問題であり、中々現行犯として確認できない状況です。 また、「市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき市民と行政と一緒に地域の環境美化に努めている中での不法投棄は誠にこころ痛むところであります。 現在、市内16地区、32名の不法投棄監視員をお願いし、毎月地区内での監視パトロールを実施し、調査・指導及び監視活動を行っています。 しかし、不法投棄は多くの人の目を避けて、夜間や人気のないところで行われるので、警察とも協力しながらパトロール時に巡回してもらうよう要望します。 ぜひ美しい町を守るため地域ぐるみで監視をお願いし、見かけたら車等のナンバーを控えていただければ幸いです。同時に、土地の所有者についても不法投棄されないよう、適切な管理をお願いしたいと考えています。 市としては、今後とも、不法投棄の多発する場所には、抑制の看板等を立て職員が巡回するなどしていきますが、人としての道徳心をお願いするところが大切であるので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。	生活環境課

21/22ページ

平成28年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

22/22ページ

番号	地区	提出者	テ ー マ 内 容	市 の 考 え 方	担 当 課
46	湊	地区	【行政職員の協力について】 地域に住んでいる行政職員の積極的な協力が少ない。	職員は市民に信頼され、市民の視点に立って行政を進めるため、日頃から率先して地域活動に参画し地域の皆さんの声を直接肌で感じ、色々な政策の提言をいただくことが大事であり、一つの使命でもあります。 また、職員が地域活動へ積極的に参加する事は、市民感覚を養う自己研鑽の機会となり、今後のまちづくりへの大きな効果もあると考えています。 今後も引き続き、職員の地域活動への自発的かつ積極的な参加を啓発したいと思います。	総務課